

令和6年 交通安全 市民運動実施要綱

目的

この運動は、市民に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、一人一人の交通ルールの遵守と正しい運転マナーの実践を徹底し、習慣づけるとともに、交通事故による犠牲者の減少を目指します。

「交通ルール・マナーを守る」という責務の実践の徹底

運動重点

- ◆ こどもと高齢者の交通事故防止
- ◆ 歩行者・自転車の交通事故防止
- ◆ 交通ルールと運転モラルの遵守
- ◆ 悪質・危険な運転の根絶
- ◆ 後部座席を含むシートベルト全席着用の徹底
- ◆ 歩行者の道路横断での交通事故防止
- ◆ 交通安全思想の普及徹底

広報重点

- ◇ 一瞬の よそ見一生 駄目にする
- ◇ 横断中 スマホ見るより まわり見て
- ◇ ヘルメット かぶって守ろう 命とルール
- ◇ 横断は 車に手を上げ 目で合図

スローガン

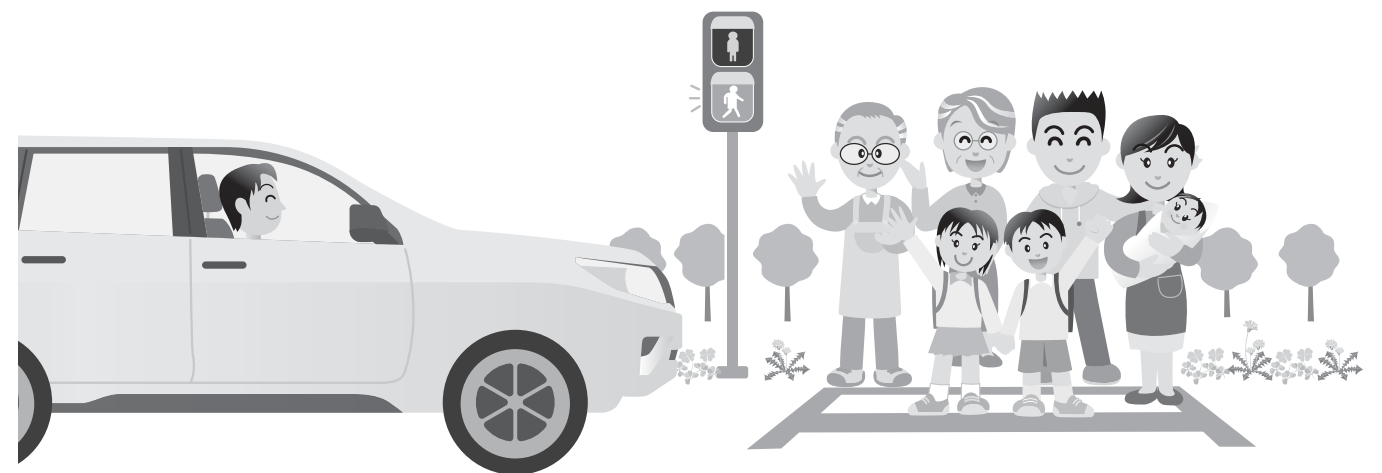
ストップ・ザ・交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～

サブスローガン

実践しよう 交通安全スリー^{エス}運動

東三河統一スローガン

安全運転 ゆっくり走ろう 東三河



7. ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

夕暮れ時の交通事故防止のため、運転者の視認性の向上を図り、歩行者や自転車利用者、対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めにライトを点灯することを推進します。また、歩行者・自転車利用者には反射材用品の普及と自発的な活用を促進を図ります。

8. 歩行者保護活動 ～ストップ横着横断～

横断歩道における歩行者に対する保護意識の醸成を図る取組を一層強化し、ドライバーには横断歩道等における歩行者等の優先を、歩行者には横断歩道の利用促進とドライバーに渡る意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を推進します。

こどもを交通事故から守る日	毎月10日
横断歩道の日	毎月10日

9. 「かちっと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動

シートベルト・チャイルドシートの着用率 100%を目指すとともに、正しい着用を徹底します。特に、着用率の低い後部座席のシートベルト着用を訴えます。

県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所	2月16日(金)
シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間	2月11日(日)～20日(火) 6月11日(火)～20日(水) 11月11日(日)～20日(火)

10. 飲酒運転の根絶

市内では、依然として飲酒運転に起因する交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨さを市民意識に浸透させ、その根絶を図ります。

飲酒運転根絶強調月間	12月
飲酒運転根絶の日	毎月第4金曜日

11. 「ながらスマホ」や「妨害運転」の根絶

「ながらスマホ」や「妨害運転」の違法性を啓発するとともに、悪質・危険な運転が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を市民意識に浸透させ、その根絶を図ります。

豊橋市交通安全都市推進協議会構成機関・団体名

- | | |
|------------------|---------------------|
| 豊橋市 | 豊橋市幼稚園・認定こども園協会 |
| 豊橋市議会 | 豊橋保育協会 |
| 豊橋市自治連合会 | 豊橋市幼児交通安全クラブ連絡協議会 |
| 愛知県豊橋警察署 | 豊橋市小中学校 PTA 連絡協議会 |
| 国土交通省中部地方整備局 | 豊橋市校区社会教育委員会連絡協議会 |
| 名古屋国道事務所 | 愛知県自転車モーター商協同組合豊橋支部 |
| 名古屋国道事務所東三河維持出張所 | JAF 豊橋事務所 |
| 豊橋労働基準監督署 | 豊橋陸運協会 |
| 名古屋刑務所豊橋刑務支所 | 東海旅客鉄道株式会社豊橋駅 |
| 愛知県東三河総局 | 豊橋鉄道株式会社 |
| 愛知県東三河建設事務所 | 東三土木研究会 |
| 愛知県三河港務所 | 豊橋商工会議所 |
| 豊橋交通安全協会 | 豊橋青年会議所 |
| 豊橋安全運転管理協議会 | 豊橋発展会連盟 |
| 豊橋市老人クラブ連合会 | 豊橋市青年団協議会 |
| 豊橋保護区保護司会 | 豊橋石油業協同組合 |
| 豊橋市教育委員会 | 豊橋飲食業協同組合 |
| 豊橋市内高等学校長会 | 豊橋料理飲食事業協会 |
| 豊橋市立小中学校長会 | |

(順不同)

豊橋市交通安全都市推進協議会

事務局／豊橋市役所安全生活課内 〒440-8501 TEL.0532-51-2550 FAX.0532-56-0123



再生紙を使用しております。

豊橋市・豊橋市交通安全都市推進協議会

運動の進め方

豊橋市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、それぞれの地域や組織の実情に応じた運動を進めます。また、各季の運動の重点について、具体的な実施計画を立て、自主的かつ積極的な活動を推進します。

取組内容

● 家庭

1. 日常生活の中で、安全な道路の通行方法、安全な自転車の乗り方、正しい電動キックボードの利用方法、交通ルールやマナーの大切さについて十分に話し合い、交通安全意識を高めます。
2. 横断時に、ドライバーへ横断する意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を実践します。
3. 夕暮れ時や夜間、早朝の外出には、明るい目立つ色の衣服を着用し、反射材用品を活用します。
4. 自転車乗用時には、ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
5. 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）乗車時は、ヘルメットを着用します。
6. 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用します。
7. 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。

● 地域

1. 通学路等の幼児・児童の安全な通行や生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道の利用促進を図ります。
2. 通学路等の見守りなどの自主的なボランティア活動を推進します。
3. 反射材用品の普及や後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進するキャンペーンを展開します。
4. 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

● 職場・学校等

1. 交通ルールやマナーの遵守を促進します。
2. シートベルト着用の重要性を理解させ、後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進します。
3. 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用方法について、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を推進します。
4. 自転車乗車時には、ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
5. 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）乗車時は、ヘルメットを着用します。
6. 交通安全指導員や交通ボランティアと緊密に連携し交通安全活動を推進します。
7. P T A や関係機関と連携して、通学路の点検を定期的に行います。
8. 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

● 運転者

1. こどもと高齢者の行動特性を理解し、横断歩行者の保護を始め、安全運転を徹底します。
2. ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）の実践とともに、対向車や先行車がない場合は、ハイビームの活用を推進します。
3. 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの着用を確認してから出発します。
4. 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。
5. 「ながらスマホ」・「妨害運転」は絶対にしません。

推進する運動

1. 各季の交通安全市民運動

春の交通安全市民運動（全国一斉）	4月6日 ^土 ～4月15日 ^月 [県内一斉大監視 4月10日 ^水 午前7時から午前9時の間]
夏の交通安全市民運動（県内一斉）	7月11日 ^木 ～7月20日 ^土 [県内一斉大監視 7月16日 ^火 午前7時から午前9時の間]
秋の交通安全市民運動（全国一斉）	9月21日 ^土 ～9月30日 ^月 [県内一斉大監視 9月26日 ^木 午後4時から午後6時の間]
年末の交通安全市民運動（県内一斉）	12月1日 ^日 ～12月10日 ^火 [県内一斉大監視 12月6日 ^金 午後4時から午後6時の間]

2. 交通事故死ゼロの日

毎月ゼロのつく日に市内主要交差点において市、警察、関係機関・団体、市民など市民総ぐるみの一斉監視を行い、市民意識高揚と交通死亡事故の防止を図ります。

毎月10日、20日、30日
交通事故死ゼロを目指す日
4月10日 ^水 、9月30日 ^月

毎月13日

3. 東三河統一交通安全啓発運動

毎月13日（東三の日）は、東三河8市町村の自治体と警察署が連携し交通安全啓発活動に取り組むことで、交通事故ゼロの東三河を目指します。

4. 高齢者を交通事故から守る日・週間

交通事故死者数の半数以上を占める高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の方の交通安全意識を高めるとともに、運転者の高齢者に対する思いやり意識の浸透や、交通事故の低減に効果的な安全運転サポート車の周知、高齢運転者が運転免許証の自主返納について考えるための啓発活動を集中的に実施します。

毎月30日(2月は末日)
高齢者交通安全週間
9月14日 ^土 ～9月20日 ^金

5. 自転車・二輪車の安全利用

自転車・二輪車の交通事故の特徴や、事故防止の対策、交通ルールの遵守とマナーの向上について市民に訴えます。また、豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例の周知を図るとともに、自転車ヘルメットの着用や自転車保険加入について広報・啓発していきます。

安全利用の日	毎月20日
安全利用月間	5月
バイクの日	8月19日 ^日

6. 交通安全スリー S 運動

自動車や自転車運転者が特に心がける運転行動をキャッチフレーズで示し、安全行動の定着化を図り、交通事故の防止に努めます。

Stop ストップ	・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ ・横断歩道や交差点では歩行者優先 ・飲酒運転の根絶
Slow スロー	・こどもや高齢者を見かけたらスローな運転 ・見通しが悪い交差点では徐行
Smart スマート	・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転 ・シートベルトの全席着用の徹底 ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転



Stop Slow Smart
交通安全スリーS運動